

市立藤井寺市民病院あり方検討委員会規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市規則第 7 2 号

市立藤井寺市民病院あり方検討委員会規則

(設置)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 4 2 年藤井寺市条例第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、市立藤井寺市民病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民病院のあり方検討に関する事項
- (2) その他市民病院のあり方検討に係る重要事項に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療等の関係者又は関係団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期の終了した委員は、再任できるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民病院あり方検討室において行う。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。